

[委員会からのお知らせ](#)

[第270回 食品安全委員会議事概要](#)

## ■第270回食品安全委員会会合結果■

日時:平成21年1月22日(木)14:00~15:05

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:7名

## 議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

## ○農薬

- ・以下の1)~7)について厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会で審議することとなった。

## 1)アミスルブロム

\* 殺菌剤で、だいず、ばれいしょ等に使用し、てんさい、はくさい等への適用拡大申請がされています。

## 2)エスプロカルブ

\* 除草剤で、稲に使用し、小麦への適用拡大申請がされています。

## 3)クロルフェナピル

\* 殺虫剤で、かんしょ、はくさい等に使用し、すもも、キウイフルーツ等への適用拡大申請がされています。

## 4)スピロメシフェン

\* 殺虫剤で、トマト、りんご等に使用し、なす、もも等への適用拡大申請がされています。

## 5)ビフェントリン

\* 殺虫剤で、ばれいしょ、トマト等に使用し、エンサイ及びすももへの適用拡大申請がされています。

## 6)フェンチオン

\* 殺虫剤で、稲、だいず等に使用し、魚介類への残留基準値の設定要請がされています。ポジティブリスト制度に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

## 7)フラメピル

\* 殺菌剤で、稲及びてんさいに使用し、魚介類への残留基準値の設定要請がされています。ポジティブリスト制度に伴う残留基準が設定されています。

(2)農薬専門調査会における審議状況について

## 1)「プロパモカルブ」に関する意見・情報の募集について

\* 評価書(案)に、一日摂取許容量(ADI)の設定根拠となった無毒性量についての説明を追記した上で、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\* 殺菌剤で、レタス、きゅうり、しょうが等に使用します。この度、すでに登録を取得している社とは別の社からトマト、レタス等への新規農薬登録申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準も設定されています。

(3)動物用医薬品専門調査会における審議状況について

## 1)「オキシベンダゾール」に関する意見・情報の募集について

\* 評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\* 寄生虫駆除剤で消化管内の線虫駆除に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(4)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

## 1)2-ペンタノール

\* 「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

\* 果実、チーズ等に天然に存在する成分です。欧米では焼き菓子等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

## 2)2-メチルブチルアルデヒド

\* 「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

\* 果実等に天然に存在するほか、焙煎や加熱調理されたピーナッツ、ポテトチップ等に含まれる成分です。欧米では焼き菓子等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

## 3)ルフェヌロン

\* 「ルフェヌロンの一日摂取許容量(ADI)を、0.014mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

\* 殺虫剤で、だいず、えだまめ等への適用拡大申請及びとうがらしへのインポートトランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

## 4)鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン(ノビリスAE+PoX)

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省・農林水産省)へ通知されることとなった。

\* 鶏脳脊髄炎、鶏痘の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。

#### 5) 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK)

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省・農林水産省)へ通知されることとなった。

\* 鶏伝染性気管支炎の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。

#### 6) 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省・農林水産省)へ通知されることとなった。

\* 牛の細胞外液の補給及びアシドーシスの補正を目的とした牛用の注射剤です。

#### (5) 食品安全モニターからの報告(平成20年11月分)について

・11月中に報告された22件について事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー